

契 約 書 (案)

広島県を甲とし、〇〇〇〇〇を乙として、甲と乙は、次のとおり物品の売買契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、次の表に定めるとおり、物品を納入することを約し、甲は、これを承諾した。

1 品 名	凍結防止剤（塩化ナトリウム）	
2 規 格	別紙仕様書のとおり	
3 予定数量	別紙仕様書のとおり	
4 単価金額 (消費税及び地方消費税を含む)	1 t フレコン	金〇〇〇〇円
	500 k g フレコン	金〇〇〇〇円
	25 k g 袋	金〇〇〇〇円
5 契約期間	契約締結日から令和8年3月31日まで	
6 納入場所	広島県庄原市内指定場所	

(契約単価)

第2条 契約単価は、契約期間中において、原則として変更しないものとする。

(契約保証金)

第3条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(納入の指示)

第4条 甲は、乙に対して物品の納入を指示するときは、北部建設事務所長が発行する別紙1 物品納入指示書をもって行うものとする。

2 乙は、前項の物品納入指示書に記載された数量の物品をその納期までに甲に納入するものとする。

3 前項の場合、乙は物品納入指示書に受領者の印を徴して手もとに保管し、乙が発行する納品書を甲に引き渡すものとする。

(損害の責任)

第5条 前条の場合で、乙が物品納入指示書によらず納入したとき又は甲の印のない物品納入指示書によって納入したときは、甲は、乙に対してその損害に対する責を負わない。

(納品、検査等)

第6条 乙は、第4条第1項の指示により物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を甲に届け出るものとし、甲の指定する場所において、当該物品が種類、規格又は数量に関してこの契約の内容に適合しているかについて甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出があった日から10日以内に検査を行うものとする。この場合において、納入物品が検査に合格しないときは、乙は、その負担で現品を取り替え、又は甲の指示に従うものとする。

(試験検査)

第7条 前条の場合、甲が必要と認めるときは、乙の立ち会いのもとに納入しようとする物品から必要量を採取し、規格試験に付することができるものとし、これに要する一切の経費は乙の負担とする。

(天災などによる履行不能)

第8条 乙は、天災その他やむを得ない理由により第4条第1項に定める物品納入指示書に指定する納期までに物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(履行遅滞による損害賠償)

第9条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって、納期までに物品を完納しないときは、遅延日数に応じ、未納数量分の物品の代価につき年14.5パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定

する平均貸付割合をいう。) に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。) の割合で算定した金額を履行遅滞による損害賠償金として甲に支払うものとする。

(契約の履行)

第10条 乙が行う契約の履行は、第6条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第11条 契約履行完了前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって物品の滅失、損傷その他の損害が生じたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第12条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りではない。

(催告解除)

第13条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、第1条表中の「3 予定数量」に記載の数量に「4 単価金額」に記載の金額を掛けた額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、前項の違約金の額を超える損害が甲に発生した場合、甲は、乙に対して、その超過額の支払を請求することができる。

5 甲は、本条各項の規定により本契約を解除した場合、それにより乙に損害が生じても、何ら賠償責任を負わない。

(無催告解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

- (1) 債務の全部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の

一部を解除することができる。

(1) 債務の一部が履行不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第13条第3項から第5項までの規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方

としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第13条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第17条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（損害金の予定）

第18条 甲は、第15条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、第1条表中の「3 予定数量」に記載の数量に「4 単価金額」に記載の金額を掛けた額の10分の2に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、第6条第2項の規定による検査に合格した後も適用されるものとする。

（代金の請求）

第19条 乙は、第6条の検査に合格した物品について月ごとにまとめて、品名ごとに整理した「別紙2 納入明細書」を作成し、請求書を添えて翌月15日までに甲に提出するものとする。

（代金の支払）

第20条 甲は、前条により乙から提出された適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に代金を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の代金につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

（追完請求）

第21条 甲は、納入された当該物品が種類、規格又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、甲が指定する方法により当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができる。

（代金減額請求）

第22条 納入された当該物品が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ、契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による代金の減額を請求することができない。

（担保責任の期間の制限）

第23条 納入された当該物品が契約不適合である場合において、甲が当該物品が契約不適合であることを知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第13条及び第14条に規定する契約の解除又は違約金の請求、第21条に規定する履行の追完の請求並びに第22条に規定する代金減額請求をすることができない。ただし、乙が納入のときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（実地調査など）

第24条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

（費用の負担）

第25条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の解決）

第26条 この契約の履行について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（管轄）

第27条 この契約に係る訴訟の提起又は調定の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和7年11月 日

甲 広島県三次市十日市東四丁目6番1号
広島県契約担当職員
広島県北部総務事務所 所長 八剣 学 印

乙 ○○市○○町○番○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

別紙1
【決裁用】

物 品 納 入 指 示 書

決裁者							公印の押印承認
第 号 令和 年 月 日		指示書受領印				検査年月日	
指示						検査員職氏名 印	
契約者 住所： 氏名：		納 期 令和 年 月 日				立会者職氏名 印	
		納入場所				受領印 印	出納簿登記 記録省略
品 目	包装種別	数 量(袋)	総重量(kg)	単 位	単価(袋/円)	金 額(円)	摘 要
凍結防止剤 (塩化ナトリウム・機械散布)	1 t フレコン			1 袋			
凍結防止剤 (塩化ナトリウム・機械散布)	500kg フレコン			1 袋			
凍結防止剤 (塩化ナトリウム・置塩)	25kg 袋			1 袋			

<切り取り線>

【契約の相手用】

物 品 納 入 指 示 書

令和 年 月 日 単価契約による物品を次のとおり納品してください。
なお、納品の際は、必ず本書に納品書を添えて提出してください。

広島県北部建設事務所長
(庄原支所)

第 号 令和 年 月 日							
契約者 住所： 氏名：	納 期 令和 年 月 日				受領印		
	納入場所						
品 目	包装種別	数 量(袋)	総重量(kg)	単 位	単価(袋/円)	金 額(円)	摘 要
凍結防止剤 (塩化ナトリウム・機械散布)	1 t フレコン			1 袋			
凍結防止剤 (塩化ナトリウム・機械散布)	500kg フレコン			1 袋			
凍結防止剤 (塩化ナトリウム・置塩)	25kg 袋			1 袋			

広島県凍結防止剤購入仕様書

1. 総則

本仕様書は、広島県北部建設事務所（庄原支所）が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）の購入について適用する。受注者は発注者の納入の指示により誠実に履行するものとする。

なお、この仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

2. 凍結防止剤の規格

- ・購入する凍結防止剤は塩化ナトリウム・機械散布、塩化ナトリウム・置塩とし、副産塩との混合使用を認めない。

（1）塩化ナトリウム・機械散布

品 質	粒 度	品質及び粒度試験方法
<p>①塩化ナトリウム 95%以上</p> <p>②凍結防止剤飽和溶液換算の含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表1の基準に適合すること。</p> <p>③含水率(乾燥減量)3%以下</p> <p>④異物の混入、異臭、納入時の固結がないこと。</p> <p>⑤納入時において、県の行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない状態であること。</p>	<p>①最大粒径 11.2mm 以下</p> <p>②平均粒径 2.0mm～3.0mm</p> <p>③粒径の上限・下限 5.0mm 以上及び 0.15mm 以下が重量割合でそれぞれ 10%以下</p>	<p>【品質試験】</p> <p>① 純度、含水率</p> <ul style="list-style-type: none">・「塩試験方法 第5版」(2019年7月(財)塩事業センター)による。 <p>②有害物質</p> <ul style="list-style-type: none">・水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 <p>【粒度試験】</p> <ul style="list-style-type: none">・「塩試験方法 第5版」(2019年7月(財)塩事業センター)、または、JISK 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

（2）塩化ナトリウム・置塩

品 質	粒 度	品質及び粒度試験方法
<p>①塩化ナトリウム 95%以上</p> <p>②凍結防止剤飽和溶液換算の含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表1の基準に適合すること。</p> <p>③含水率(乾燥減量)3%以下</p> <p>④異物の混入、異臭、納入時の固結がないこと。</p> <p>⑤納入時において、県の行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のない状態であること。</p>	<p>①最大粒径 11.2mm 以下</p> <p>②平均粒径 0.5mm～7.0mm</p> <p>③粒径の上限・下限 8.0mm 以上及び 0.15mm 以下が重量割合でそれぞれ 10%以下</p>	<p>【品質試験】</p> <p>① 純度、含水率</p> <ul style="list-style-type: none">・「塩試験方法 第5版」(2019年7月(財)塩事業センター)による。 <p>②有害物質</p> <ul style="list-style-type: none">・水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 <p>【粒度試験】</p> <ul style="list-style-type: none">・「塩試験方法 第5版」(2019年7月(財)塩事業センター)、または、JISK 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

- ・受注者は、凍結防止剤の納入にあたっては、あらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格を記載した品質証明書（試験に用いた検体の代表的な粒度状況写真を添付したもの）を、発注者に提出しなければならない。
- ・品質証明書は、日本国内の公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書とする。

- ・受注者は、凍結防止剤の品質に疑義が生じ、発注者より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は品質証明書を速やかに発注者に提出しなければならない。
なお、試験に要する費用は受注者の負担で行うものとする。
- ・納入された凍結防止剤について、別途契約を行う除雪業務、凍結防止剤散布業務において、散布を行う際に、疑義が生じた場合は、発注者が粒度試験を行うこととする。なお、この試験に要する費用は発注者の負担とする。
また、この粒度試験の結果、仕様書に規定する、範囲を超えた場合は、受発注者で協議を行い、同時期に納入されたものを取り換えることとする。

表 1

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/1
シアノ化合物	シアノ 1 mg/1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジトメン及びEPNに限る。)	1 mg/1
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/1
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/1
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/1
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003 mg/1
チラウム	0.06 mg/1
シマジン	0.03 mg/1
チオベンカルブ	0.2 mg/1
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/1
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/1
ふつ素及びその化合物	ふつ素 8 mg/1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/1

3. フレコン及び25kg用包装袋の規格

- ・凍結防止剤は、1t又は500kg詰めのフレコン(フレキシブルコンテナ)及び25kg用包装袋に詰められたもので、次の規格に適合しなければならない。
- ・凍結防止剤のフレコンは、JIS Z 1651(フレキシブルコンテナ)の規格に適合したもの、またはこれと同等の品質を有するものとするほか、次に示す規格を満足するものでなければならない。

①種類：種類は、次のとおりとする。

用途	本体材料	形状
ワンウェイ用	織布	円筒形

②充填荷重：1t又は500kg

③寸法：1t詰：直径1,100mm(±100mm)、高さ1,000mm(±100mm)

500kg詰：直径1,100mm(±100mm)、高さ550mm(±100mm)

④材料：本体ラミネート加工吊りベルト又は吊りロープ4本吊り

- ・凍結防止剤の25kg用包装袋は、JIS Z 1534(重包装用ポリエチレン袋)の規格に適合したもの、またはこれと同等の品質を有するものとし、包装袋の厚さは、0.16mm以上0.25mm未満とする。

4. 納入場所、購入予定数量及び納入条件

- ・納入場所、購入予定数量及び納入条件は、表2のとおりとし、引き渡し方法は全て「荷下ろし」とする。
- ・発注者が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、受注者は、その購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

表2

納入場所	所在 地	種別	フレコン 包装種類	購入予定数量 注)1
庄原市内の契約業者	旧庄原市	塩化ナトリウム 機械散布	1t フレコン バラ	240 袋
西城町内の契約業者	庄原市西城町	〃	〃	190 袋
東城町内の契約業者	庄原市東城町	〃	〃	180 袋
総領町内の契約業者	庄原市総領町	〃	500kg フレコン バラ	80 袋
広島県庄原庁舎	庄原市東本町	塩化ナトリウム 置塩	1t フレコン 25kg 袋	760 袋

注) 1 : 購入予定数量は、気象変動等により増減する。